

滋賀県環境影響評価審査会概要

- 1.日時 平成21年3月9日(月) 10:00～15:30
 - 2.場所 竜王町防災センター 2階 大会議室(竜王町小口1672)
 - 3.議題 (仮称)竜王岡屋工業団地造成事業に係る環境影響評価実施計画書について
 - 4.出席委員 宗宮会長、諏訪副会長、浅見委員、占部委員、定森委員、老委員
 - 5.議事 当該事業計画および実施計画書について事業者より説明、また事業予定地を確認。
その後、実施計画書に対する質疑を実施。
-

議事概要

- 【委員】この事業は、土地の造成のみが環境アセスメント対象？通常は設置する工場が決定し、その工場の環境影響や、電気使用量や自動車の移動台数などを計算し、騒音振動などの環境要素ごとに計算する。そのことを念頭にお考えいただきたい。
- 【事業者】工場が立地してからの影響についても、従来、工業団地の造成の場合は環境要素ごとに環境影響の最大値を設定し、予測評価をする形で環境影響評価を進めているので、本件についてもそういう形で進めていきたいと考えている。
- 【委員】実施計画書では3-6～3-8頁にあるとおり、1工場か数工場か10工場が決まっていない。工場の種類などが判らなければ、どのように予測評価したらいいのか。
- 【事務局】(環境要素ごとに)最大値を想定して、安全側に立った予測をするという形で進める予定。
- 【委員】もしくは評価のフォローアップの様なプログラム(手順)を作っていただくか。どういふスタンスで評価を作り上げていくか、事務局としては(工業団地の)完成形に対する環境アセスメントをやりたいとのことですね。
- 【事務局】はい。
- 【委員】6-92頁の廃棄物等の表6-2-41「予測の基本的な手法」として、「事業計画に基づき、」と記述されている。事業計画というのは、どういうもので、いつ出されるのか。
- 【事業者】事業計画のうち、造成について 案・案・案の3案で考えている。案に適する事業または工場は、その規模・面積等を踏まえた形での大工場、一連の流れで運営される工場を考えている。案は(一区画が)5ha、10haという面積であり、いくつかの工場を入れたもの、案は、さらに小さな区画で一般的な工業団地と考えている。3-4頁に記述している7業種、これは県内(の工業団地で)で現在操業、または企業誘致がなされてる業種であり、こういった業種の面積要件から勘案し、進出企業のニーズにこたえられるだけの工場用地を提供できるのではないかと考えている。例えば 案に合う業種を当てはめて、そしてその面積にかかる、その工場等々の工作物の面積なり、そして原単位とを想定し、それで予測評価をしていくことを考えている。現時点では進出企業は決まっていないが、各案の面積を要求する業種を想定して、(環境要素ごとの)最大値をもって環境保全が可能かどうかということを実測評価をしていきたいと考えている。
- 【委員】この環境影響評価では、どんな企業が入るか判らない。(環境要素ごとに)最大値を取り、評価すると言われてるが、例えば景観という環境要素において、工場建設時にその地域の景観を破壊する様な工場ができた場合に歯止めがかけられるのか。建設される工場が判らない段階で環境影響評価全てを終えたいとのことであるが、それは無理ではないか。
- 【事業者】景観等のご指摘があったが、案は大企業が1社立地し、比較的大きなラインを持つ

大きな工場が設置されると想定され、そのような観点から評価ををすると思う。また 案、 案の小さな区画に様々な業種の企業が入ることになり、景観ひとつにしても配慮して企業を誘致していくことになる。(いずれにしても)面積当たり最大限の環境影響となるような予測評価手法を考えている。現時点では3案併記と言う形で、もう少し具体的な案が出た段階で手法は再考したいと考えますが、現時点では明言できない。

【委員】例えば景観的に問題が出そうな工場建設計画に対し、(事業者側が)適切に指導することができるのか。

【事務局】環境影響が予測評価を超える場合は、場合によっては工場設置者にもう一度評価してもらうことになると思う。

【委員】(実施計画書3-4頁にある)7業種それぞれ、 ~ 案のそれぞれで、環境要素ごとにどのくらいの環境影響が生じる、またその最大限を予測評価することとなると大変な環境アセスメントになる。適切な予測評価方法を考えておかないと、(図書のとりのまとめが)難しいと思う。

【事業者】県内の他の幾つかの工業団地において環境アセスメントを実施している。それにおいても設置企業が決まっていない段階で、想定レイアウトにより環境アセスメントが実施されている。それらの事例で評価書(公告時)に想定した企業が、実際設置されているかという点必ずしもそうでもないが、予測評価を超えるような企業は来ていない。本計画もこれまでの同様事業(工業団地)の環境アセスメントと大きく異なる予測評価手法にはならないと考えている。

【委員】過去の他の工業団地に関する環境アセスメント事例が、本計画を審査する我々の一つの参考資料になると思う。当計画の審査は、それらに準じた形で進める必要があるのではないかと。また、土地造成の部分に限って環境アセスメントをすれば、比較的簡単に進むと思うし、建設される工場についてもう一度環境アセスメントをする二段構えになればベストと思う。この方法を採用することはできないか？

【事業者】この実施計画書を作成するのに参考にしたのが、地域整備振興公団が実施したびわ湖東部中核工業団地造成事業と滋賀産業集積活性化事業用地造成事業(甲南フロンティアパーク)、もう一つは、住宅・都市整備公団が実施した(仮称)水口第二工業団地造成事業である。これらはすべて公団設置の大規模な工場団地造成事業である。

委員のご指摘では今回造成部分だけで評価しては、との話ですが、われわれは企業に土地を提供する役割の中で、土地の持つ面積と、県内の既存の業種から考えた中での最大値、予測値をもって評価したいと考えている。それを超えるもの、例えば高いものを建てるとか、排水量などが一定の基準を超える場合は、その工場を設置する企業が改めて予測評価、環境アセスメントしていただくものと考えている。(環境影響が)想定される予測の範囲内であれば、今回の環境アセスメントにおいて予測評価をきちんと進めていきたいと考えている。

【委員】実施計画書3・6頁以降に土地利用計画図、 案から 案までがあるが、(土地は)全て販売するのか、それとも緑地を除いた部分のみなのか。

また工場建設計画も一定の緑地を残させるというような何か条件を付加するのか。

【事業者】基本的には全部売却したいと考えている。

【委員】そうすると(実施計画書の)土地利用計画図上緑地になっているが、ある企業が工場用地にしたいという場合、その計画は認めるのか。

【事業者】公社が造成した部分を工場用地とし、緑地のままの部分はこれを改変することはできないとしたい。

【委員】しかし、土地の売却は緑地部分も含むのでは？

【事業者】はい。そのような条件を思っている。実は緑地の部分に保安林があり、現在の状況で

は、保安林解除は不可と認識している。公社としてもそこは造成しない。

【委員】準備書の段階で、ある程度（事業計画の）絞り込みがされれば、周辺景観とのマッチングなどが、設置する工場の業種がある程度決まれば、車や物品搬出入がある程度判るので、その関連の騒音・振動といった環境要素も、もっと明確になってくると思う。この手法で進めて良いものかどうか。

【委員】現地確認して、法面緑化に使用されるような草木を確認した。緑化計画について意見を述べたいと思っていたが、実施計画書に緑化計画について全然記述されていない。記述がない中で、想定して意見を述べるのでは問題点の把握は難しいと思う。

【事業者】滋賀県では、道路の法面緑化に、在来種を用いて復元という試みをしている。公社の緑化についても当然考慮しなければならないと考えている。

【委員】事業の最終形が判りにくいので意見を述べにくいと思うが、専門分野に関する意見や質問があればお願いします。

【委員】（実施計画書の3-6～3-8頁の）土地利用計画図中に施設用地（薄赤色）という区域があるが、これは何の用途か。

【事業者】本事業の造成においては、工場の他に公園や癒しの森などにすることを考えている。具体的な計画はまだこれからですが。

ただし、土地利用計画図 案～ 案中の左下、三角形の施設用地は、エネルギーを受ける施設、電気だと変圧施設、ガスだと減圧施設、水道等では調整圧施設になる。工業団地にはこのような施設が必要。その他の施設用地についても公園、駐車場、何らかの運動施設、ビオトープなど、見合った形を考えている。施設用地としているのは土地の改変をするため。

【委員】実施計画書にも記述されているが、滋賀県の遺跡地図によると、事業予定地内に堤ヶ谷遺跡という遺跡がある。遺跡を壊すような深さで造成するのか。

【事業者】過去に一度調査されているが、今回の事業においても調査していくことになる。調査で明らかになったものの重要性等を考慮した形で対応せざるをえない。委員の言われるような造成もあり得るので、記録保存をきっちりやっていきたい。

【委員】一般論で言えば現状保存がベスト。すなわち埋蔵文化財の発掘をしないのがベストであるが、ベターな方法としては、調査をして記録保存をしていただくということになる。

調査段階で、これは重要な遺跡と判れば、事業計画の変更なり新たな対応が発生すると思う。現地確認時、防空壕のようなものがあったりしており、事業予定地には遺構がありそうな感じである。当然、文化財保護法等法令に則り対処していただきたい。県教育委員会などから指導があると思うが、試掘調査の結果、全面発掘となると時間的にも費用的にも大変と思うが、埋蔵文化財の調査はしっかりやってほしい。例えば事業予定地西南（左下）の施設用地、三角形のところにも土地の改変を伴うが、遺跡地図に掲載されていないので大丈夫ということではなく、遺構が残っていたり、発掘されたりする場合も想定し、県教育委員会、町教育委員会の指導により、最初に試掘調査をされるなど配慮してほしい。記録保存は万全の形でお願いします。

【事業者】公社は県の組織でもあるので、教育委員会と十分協議し、きちんとした対応をしていく予定である。

【委員】3-9頁の廃棄物処理計画についてだが、不法投棄がどこにどれだけあるか把握しておかないと、事業を進める時に大きな問題になると思う。どう対応するか検討されているのか。

【事業者】建設廃材等の投棄が予想されるので、今回、生物調査などでいろんな谷合いや尾根筋全部を歩く時にそういったものをきちんと把握をし、当然埋設することはできないので、処理についても関係機関と協議しながら対応する。

【委員】実施計画書3-9頁の3-3.5廃棄物処理計画に工事中、供用後の計画が記述されているが、

工事前の計画内容も明記してください。また、不法投棄の確認もあることを前提に、そのような目で調査してください。

【委員】実施計画書の6-68頁の表6-2-30(4)の調査地点欄等に、「代表調査地点」とあるが、このの意味は何か。

【事業者】の場所が離れているが、実施計画書の6-69頁表6-2-50(5)の真ん中辺りに「代表調査地点は、調査地域の植生を詳細に把握した上で適宜変更する」と記述している。

【委員】ということは、爬虫類、両生類、水生昆虫などの調査については、例えば植生で抽水植物群落がたくさんあるような場所があれば、そちらに調査地点を移すというふうに理解してよいか。

【事業者】はい。

【委員】実施計画書の6-73頁の図6-2-9(1)や、6-76頁の図6-2-9(4)などを見ると、今日現地確認したルート of 東側の谷筋、放棄水田跡や事業予定地北側にあるかつての水田跡といった湛水している場所などは水生昆虫、水生植物や、両生類爬虫類が相当棲んでいそうなのに、生物調査地点に挙がっていない点が気になっていたが、今のお話で判った。

もう一点、実施計画書の3-6～3-8頁の土地利用計画図において、先ほど議論になっていた施設用地について、南西の三角形の場所以外は、いずれも放棄水田跡じゃないかと推察する。今日現地確認したところ、かなりの湿田だった様子で、水生動植物の棲みかになっていると思う。この部分に施設を造成するときは、例えば先ほどビオトープにしたいと言っておられた点が気になる。緑地の部分も含めて企業に売却するときは、ビオトープの場合、企業側が維持するという条件をつけると理解してよいか。

【事業者】生物調査の結果、環境保全措置を検討する中で必要となれば、そういう対応も考えていきたい。公社の意向としては、土地は全部売却しビオトープ等も企業が受けてもらえるものなら、企業が保全管理をするということで譲渡する形になると思う。

【委員】具体的な形で検討していただければと思います。

【委員】実施計画書の3-9頁の3-3.4給排水計画に、上水は竜王町上水道、工業用水は企業庁と記述されているが、将来計画の中に工業団地で使用する水量は入っているのか。

【事業者】入っている。今も給水能力は十分ある。

【委員】工場排水、生活排水は全て下水道で受けるとある。近隣の(仮称)竜王商業施設開発計画の時にそうであった。(こういった事業が)どんどん増えてきているが、受入能力はあるのか。

【事業者】事業予定地は以前は、県のリゾートネックレス構想の中で公園計画があり、給水区域、下水処理区域として事業予定計画の中に入っており、この点は問題ないと思っている。また昨年、可能性調査を実施し下流の排水幹線全部含めて、受入能力があるということが判っている。

【委員】ということは、排水を多量に排出する工場は誘致しないということか。

【事業者】現時点では明言はできないが、そう考えている。最近の工場は用排水のリサイクルをしており、当初給排水計画より大幅に下回ると思う。

【委員】実施計画書6-8頁の環境要素の区分の水環境において、影響要因の区分に「工事の実施」に関わる項目は選定されているが、建物が建ったあとの水環境に対する影響はどこで評価するのか。

【事業者】工作物の供用時の排水については下水道に放流する計画であるので、供用時の水質は予測の対象とはしない。

【委員】例えば化学薬品、重金属やレアメタルを扱う工場が来た場合、有害物質や難分解性物質の取扱がある場合、下水道へそのまま放流することはできない。工場で使用する物質によって

対応が異なるが、排水は全て工場に処理させてから、下水道へ放流するということか。

【事業者】工場排水については、実施計画書3-9頁に下水道法に基づいて、各企業に除害施設を設けていただき、個別浄化した後、公共下水道に放流する計画としている。

【委員】難分解性物質などは下水道法に規制がない。将来的な規制を見越してということは難しいかもしれないが、数年先を考慮した対応、対策は考える必要があると思う。

【事業者】この事業計画を立ち上げたときには、下水道計画課の指導も得ており、現状の規制には対応可能と聞いている。ただ、将来的な問題への対応までは、現在考えておらず、答えは持ち合わせていない。今後、必要であれば議論させていただきたい。

【委員】難分解性物質や、ベンゼンといった有害物質は全て下水道に入れるから良いという発想は困る。下水道で処理できない物質もあるので。

また、実施計画書6-94頁の6-2.16温室効果ガス等について、開発したことで（森林が有する）固定化能力が減ってしまう。すなわち事業や開発は温暖化を進めてしまうので、その収支は必ず計算してください。また、太陽光発電等の対策でそれを補償するということは検討できないものか。計画段階では難しいかもしれないが、今後はこういった問題も顕在化すると思う。

【事業者】はい。

【委員】実施計画書に地下水調査が記述されているが、土地の改変による周辺の農地、集落等の農地・田の水の状態に影響を与えることは、極力発生しないような事業にしたほうがいいので、念頭に置いて調査してほしい。予測手法等も含めて検討すると実施計画書6-63頁等に記述されている。ボーリング調査も含んでいますが、これは工事前、工事中、それから供用後の予測、それら全てを含めているということか。

【事業者】地下水位の予測については、予測対象時期として実施計画書6-62頁の表6-2-28(2)の一番下に、「土地の造成工事が竣工した時期」を対象として予測をすることを現在考えている。

【委員】予測の目的は何であるか。

【事業者】地形を改変するので、その地下水位が変化すると予測される。そういった地下水位への影響を事前に把握するというのが目的である。

【委員】（地下水位は土地造成によって）変わっていいという考えなのか。それとも周辺の地下水の状態が土地の造成によって変わる可能性があることをある程度把握しているのか。また、そのような状態に対し、何らかの対応を視野に入れて調査するのか。

【事務局】予測の結果を踏まえ、現状の地下水位はできるだけ変わらないほうがよいという考え方である。予測を行い、著しい影響が考えられる場合は、なるべく影響が出ない工法の検討を行うなど、環境保全措置について検討し、その結果を事業計画にフィードバックしていきたいと考えている。

【委員】だとすれば、造成後の工作物や舗装の状態や植生の部分的な状態が、地表付近の保水能力に影響を与えると思う。その検討も含めて、今後の準備書、評価書の作成に当たり、計画に含めていただいた方がよい。

【委員】実施計画書の3-6～3-8頁の土地利用計画図において、車の出入りは 案では国道477号に面する出入口のみであるが、 案は事業予定地の東側にも設置される。例えば、事業予定地北側にドラゴンハットがあるが、 案ではドラゴンハット側から国道477号への抜け道として利用されるなど、大気、騒音・振動や交通量に関連した新たな問題が発生する可能性があると思う。どう考えているのか。

【事業者】工業団地への主要な出入口は国道477号線側に限定させてもらう。なぜなら、事業予定地東側の出入口を利用すると相当迂回になり、時間的なロスが発生するためである。東側出口は、緊急時の出入口が1方向のみではだめなので、そういう時には使えるよう、整備したい

と考えている。なお、この道は町道となる。

【委員】実施計画書の4-56頁の表4-2-11のし尿処理状況について、竜王町は1年間に5,298kLと書いてある。一方表4-2-12には八日市衛生プラント組合ぬのびきのし尿処理量が38,686kLとある。この施設には、他の市町からもし尿が集まってくるのか。

【事業者】この数値は竜王町のみだけでなく、他市町からの分も含めての数字である。

【委員】これは下水道計画区域において、供用が開始された途端には減る数値か。とすれば、次期計画においては減るんですね。

【事業者】はい。下水処理区域になったら、このし尿処理量は減る。

【委員】今回、欠席の委員には、事務局の方で意見をうかがっていただくとして。実施計画書の段階で不明な点が多いので、詰め切れない点もいくつか。準備書の手前でまた事業計画を見せていただくこととなるのですね。

【事務局】スケジュールでは、今日は実施計画書に対する1回目の審査会であり、計画書に対する住民意見、および竜王町長、湖南市長の意見も出てくるので、それらを踏まえて2回目の審査会に報告させていただく予定である。2回目の審査会は4月以降にもう一回、お願いしましてこの実施計画書に対する審査会としての意見をまとめていただき、それを知事に送付いただく手順である。その2回目までに、本日欠席の委員の先生には現地確認をしていただく予定である。

【委員】実施計画書4-80頁、図4-2-12(2)自然公園の指定状況の中に県立自然公園普通地域があるが、3-6~3-8頁の土地利用計画図には三角形の施設用地がある。自然公園地域において土地の改変することになるが、よいのか。

【事業者】県立公園の中でも、地域の規制のランクがあり、普通地域は土地の改変が全くダメではなく、届出が必要な地域である。関係部局と協議の上届出する。

【委員】猛禽類が出た場合は、調査等に時間がかかる。しっかりやってください。以上意見ないので、これで質疑応答を終わります。